(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成 30年 6月 日

愛知県知事殿

提出者

住 所 愛知県碧南市玉津浦町3番地 氏 名 伊藤忠製糖株式会社 代表取締役社長 佐藤 浩雄 電話番号 0566-46-0628

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業場の名称	いとうちゅうせいとうかぶしきかいしゃ 伊藤忠製糖株式会社
事	業場の所在地	愛知県碧南市玉津浦町3番地
計	画 期 間	2018年4月1日から2019年3月31日
当記	亥事業場において現に行	っている事業に関する事項
	①事業の種類	E・09 食料品製造業
	②事業の規模	製造品出荷額 2,711,746万円/年
	③従 業 員 数	88名
	④産業廃棄物の一連 の処理の工程	別紙の通り 産業廃棄物発生フロー図参照

(日本工業規格 A列4番)

产型	産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項								
(管理体制図)									
	(官理作制図) 環境保全管理者								
	水九小工日生日 								
	公害防止統括者・・・生産ラインを統轄する者(廃棄物総括責任者) 「								
	公害防止主任管理者・・・品質検査室長(特別管理産業廃棄物管理責任者)								
	 産業廃棄物関係管理者・・製造室(廃棄物関係管理者)								
	 産業廃棄物関係管理代	:理者(第	製造室、	総務室)				
	le standarde - Lillada - Lee el da								
産乳	業廃棄物の排出の抑制に	関する	<u>事項</u>						
		【前年	度(2017年度	E) 実績】 別紙の通り	0			
		産業原	廃棄物の)種類	_	_			
		排	出	量	- t	- t			
	① 現状	(これまでに実施した取組)							
		_							
		【目標	[]	別紙の追	 <u>-</u> り				
		産業原	廃棄物 ∅	つ種類	-	_			
		排	出	量	- t	- t			
	②計画								
	少 可	(今後	実施す	る予定の)取組)				
		_							
産業	業廃棄物の分別に関する	事項							
		(分別	してい	る産業園	逐棄物の種類及び分別に	関する取組)			
	①現状 ガラスくず								
		再生使	用可能	なガラス	スビン等はリサイクルする	5.			
	@#J_T)産業廃棄物の種類及び	分別に関する取組)			
	②計画	無色透)明ポリ	は、有償	営化に努める。				

自	自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項						
		【前年度(2017年度)	実績】				
	① 現状	産業廃棄物の種類	-	_			
		自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	- t			
		くった。 (これまでに実施した -	取組)				
		【目標】-					
		産業廃棄物の種類	_	_			
	@#J.#F	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	- t	- t			
	②計画	(今後実施する予定の	取組)				
		_					
自	っ行う産業廃棄物の中間	処理に関する事項					
		【前年度(2017年度)	実績】				
		産業廃棄物の種類	-	_			
		自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t			
	① 現状	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	- t	- t			
		(これまでに実施した	取組)				
		_					
		【目標】 -					
		産業廃棄物の種類	_	_			
		自ら熱回収を行う	- t	- t			
		産業廃棄物の量 自ら中間処理により減量する		· ·			
	②計画	産業廃棄物の量	- t	- t			
		(今後実施する予定の	取組)				

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項							
	【前年度(2017年度)第	実績】					
	産業廃棄物の種類	-	-				
① 現状	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t				
	(これまでに実施した)	取組)					
	【目標】-						
	産業廃棄物の種類	-	-				
②計画	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t				
産業廃棄物の処	(今後実施する予定のE - 理の委託に関する事項	取組)					
	【前年度(2017年度)第	【前年度(2017年度)実績】 別紙の通り					
	産業廃棄物の種類	-	-				
	全処理委託量	- t	- t				
	優良認定処理業者への 処理委託量	- t	- t				
	再生利用業者への 処理 委託 量	- t	- t				
① 現状	認定熱回収業者への 処理委託量	- t	- t				
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	- t	- t				
	(これまでに実施したF -	取組)					

(第5面)

		【目標】 別紙の追	重り	
		産業廃棄物の種類	_	-
		全処理委託量	- t	- t
		優良認定処理業者への 処理委託量	- t	- t
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	- t	- t
		認定熱回収業者への 処理委託量	- t	- t
	②計画	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	- t	- t
		(今後実施する予定 <i>0</i> -)取組)	
※事	務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成 工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規 模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の八(第八条の四の五関係)別紙

産業廃棄物の排	 出の抑制に関する事項							
	【前年度(2017年度)実績】							
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラ	木屑	ガラスくず			
	排 出 量	3, 932 t	57 t	2t	0.1			
① 現状	(これまでに実施した取組) 廃棄物の大部分を占める無機性汚泥は、原料糖の品質、生産量によって、増減する。工程の安定化を進め、発生量を抑制している。 また、一部は土壌改良剤として売却している							
	【目標】							
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラ	木屑	ガラスくず			
	排 出 量	3,900 t	57 t	2t	0. 1			
	製造工程の管理、設備の改善を進め、汚泥の発生量の削減をする。 土壌改良剤の売却を進める。 廃プラは、混合廃棄物の分別回収に努め、資源として回収できる物は 回収する。							
産業廃棄物の処	 理の委託に関する事項							
	【前年度(2017年度)実績】							
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラ	木屑	ガラス くず			
	全処理委託量	3, 923 t	57 t	2t	0.1t			
① 現状	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	0 t	0t	0t			
	再生利用業者への 処理委託量	3,811 t	41 t	2t	0.1t			
	認定熱回収業者への 処理 委託 量	0 t	0t	0t	Ot			

認定熱回収業	者以外の					
熱回収を行う	業者への	0 t	0t	0t	0t	
処理委	託量					

(これまでに実施した取組)

汚泥 (無機性汚泥) の大部分は、セメントの原料として処理した。 汚泥 (無機性汚泥) の一部は、土壌改良剤として売却した。 廃プラ、木屑は、固形燃料として、再生利用した。

(第5面)

		【目標】							
		産業廃棄物の種類		汚泥	廃プラ	木屑	ガラス		
							くず		
		全処理委託量		3,900 t	57 t	2t	0. 1		
			優良認定処理業者への	0 t	0 t	0t	Ot		
			処理委託量	0 t					
			再生利用業者への	2 720 +	57 t	2t	0. 1		
			処理委託量	3, 730 t					
			認定熱回収業者への	0 t	0 t	0t	0t		
	②計画		処理委託量						
			認定熱回収業者以外の						
			熱回収を行う業者への	0 t	0 t	0t	0t		
			処理委託量						
		(今後実施する予定の取組)							
		汚泥(石灰スラッジ)は、原料糖の品質変動に左右されるため、副資材の							
		使用量が増加減する傾向で、発生量の減量はむずかしいが、再生利用の							
		土壌改良土及び、肥料として処分範囲を拡大させる予定です。							
廃プラ(フレコン袋)は、前年と同様、再生利用業者へ							処理委託し		
		廃プラ(ガラス、プラスチック)は、分別回収を進め、再生利用を							
		促進させる。)						

産業廃棄物発生フロー図 (兼 製造工程図)

